令和5年度宇部市隣保館運営審議会 厚南部会 会議録

- 1 日時 令和6年(2024年)2月6日(火)18:30~20:00
- 2 会場 宇部市隣保館厚南会館 2階 大会議室
- 3 出席委員 7名

朝倉孝吉、上符至成、大畑直美、目 睦雄、竹本美香、西田 博、山﨑直美

4 事務局

市民環境部 人権・男女共同参画推進課課長 片岡由美子

 隣保館厚南会館館長
 佐々木雅宣

 隣保館厚南会館副館長
 中村 浩文

 隣保館厚南会館主査
 糸永 善之

 上海教育課題
 山木 知去

教育委員会 人権教育課課長 山本 敏夫

5 会議次第

- (1) 開会のことば
- (2) 厚南会館館長あいさつ
- (3) 厚南部会部会長あいさつ
- (4) 議題
 - ① 宇部市人権教育・啓発推進指針(改定版)について
 - ② 令和5年度 厚南会館事業実施報告(経過)について
 - ③ 令和6年度 厚南会館事業計画(案)について
 - ④ ミニ学習会「こども基本法について」
 - ⑤ その他
- (5) 閉会のことば
- 6 会議概要

議題(1)宇部市人権教育・啓発推進指針(改定版)について

<配付した推進指針により、人権・男女共同参画推進課課長が説明>

委員

宇部市人権教育・啓発推進指針について、10ページ図22-1学校における人権教育充実に対する意識の高さ及び7ページ学校における取組から、学校教育の中で人権教育の充実を図ることを引き続きお願いしたい。

16ページ子どもに関する問題に、マルトリートメントつまり不適切な関わり、例え

ば成績ばかり気にする親だとやたらと塾に行かせるなどもある。

また、21ページ真ん中にあるように、今年の4月から障害者差別解消法の合理的配慮の提供が事業者等民間にも義務化されます。個人的に注目していて、障害者に対する理解が進むといいなと思う。

議題(2)令和5年度 厚南会館事業実施報告(経過)について

<資料P4~6 により、厚南会館館長が説明>

議題(3)令和6年度 厚南会館事業計画(案)について

<資料P7~8 により、厚南会館館長が説明>

議題(2)及び(3)について、意見等なし

議題(4)ミニ学習会「こども基本法について」

<こども家庭庁作成の冊子及び動画「こども基本法とは?」 により、厚南会館館長が進行>

委員

国から県へ、県から市へ、予算的配慮は? その辺がわかれば教えてほしい。

委員

子ども会の活動衰退している。以前、地域を取り込んで活動していたが、今の子どもたちも親も、地域に対する繋がりが希薄になっている。子ども達をとりまく環境も違う。

委員

こども基本法に対して、宇部市の具体的取組が知りたい。

ヤングケアラー、虐待を受けている子どもなど、実際に苦しんでいる人は、情報弱者で情報が届かないのではないかと思う。

委員

子どもに対して地域団体が何かやろうとしても、仕事があるなどと言って親が入って来ない。地域が交流の場をつくって子や親を誘っても、本人たちが来ない現状をどうしたらよいかが、今からの問題。

今はインターネットやスマホなど、人の手を借りずに満足を得ることができる社会構造になっている。今の小中学生が親になるころには、もっと環境が悪くなっているかもしれない。いい案はないが、現実はそのような問題だと思う。

委員

学校に勤務していますが、起きられないから休むとか気分でないから休むという理由 の欠席が結構ある。保護者の学校へ行かせる意識が昔と全く違う。

委員

子どもの権利条約の中に、意思表明があり、意見を言える場が設定されていることが 今進んでいる。

子どもが学校に合わせるのではなくて、学校が子どもに合わせていくという時代に入ってきたのではないかと思っている。

館長

子ども基本法は、子ども政策を決める上で、子どもの意思・意見を尊重していこうという理念的法律である。

国は施策を実施するための大綱を、令和5年12月に作っている。今後、国の大綱を 踏まえて、県と市は子ども計画を策定する。

委員

宇部市人権教育・啓発推進指針を受けて地域の方々、特に学校について10ページの図22-1のところ、「学校における教育活動の中で、人権教育の充実を図る」が最も多いように重要である。学校の先生方はもちろんですが、子どもの権利をしっかり守られていくように広げていくことがとっても大事である。

手をつけやすいのは学校だと思う。今、学校においては、意見表明で校則が変わったりするなど具体的に動いている。

人権担当の部局や教育委員会など横の連携をとっていただいて、子どもたちへの支援 を続けていってもらったらと思っている。

委員

隣保館事業においてソフト面でのことが不十分ではないかと思う。見えないものを変えていく取組を審議会で意見を出していただいて、よりよく変えてもらえたら、次の世代はのびのびと生活できるようになるし、そのようにつくっていかなければならない。 我々は深く考えていかなければならない。

委員

事務局の方にお願いですが、来年度は民間も含めて障害者差別解消法の合理的配慮の提供が義務化されることから、合理的配慮について、みなみかぜの集いなどで学習する機会を設けてほしい。

議題(5)その他

なし